

水路敷地上へのごみステーションの設置許可等の基準

令和3年12月21日決裁

(趣旨)

第1条 水路敷地上へのごみステーション（一般廃棄物（家庭系ごみ）を排出及び収集するために、常時設置される集積場所をいう。以下同じ。）の設置に係る岐阜市法定外公共物管理条例（平成16年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。）第7条に規定する占使用等許可（以下「占使用等許可」という。）に関する審査基準、条例第21条の規定による占用料の減免の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置者)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認める団体にごみステーションの設置を許可するものとする。

- (1) 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であること。
- (2) 相互扶助の精神に基づき、豊かで住みよい地域社会の実現のため、地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているとして認められる団体であること。
- (3) 1人の代表者を置いていること。
- (4) ごみステーションの設置、維持管理及び処分に必要な財産を有すると認められること。

(設置場所)

第3条 ごみステーションを設置する場所は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 利用者が安全にごみ出しができる位置であること。
- (2) 歩行者、自転車及び車両の通行に支障とならない位置であること。
- (3) 水路流水方向の延長は、2m未満とすること。

(設置方法)

第4条 ごみステーションを設置する方法は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) ごみ等が水路内に落ちないように対策を講じること。
- (2) 土台等を設置する等により流水に影響のない位置に設置すること。
- (3) 水路に沿って設置されている転落防止柵等の撤去をしないこと。ただし、出入りが必要な場合は施錠可能な扉を設けること。

(ごみステーションの構造)

第5条 ごみステーションの構造は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 想定される荷重に耐えられる強度であること。
- (2) 腐食しにくい材質であること。
- (3) 水路構造物等に影響のない構造とすること。

(占用料の減免)

第6条 この基準に基づき占使用等許可をしたごみステーションは、条例第21条において準用する岐阜市流水占用料等徴収条例（平成12年岐阜市条例第45号）第7条の規定により占用料を免除するものとする。

（その他）

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和4年3月1日から施行し、令和4年4月1日以降に行う占使用等許可から適用する。